

基山町農業委員会会議録

平成28年12月5日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 石 正 人	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	西 依 義 實	出席	9	梁 井 正 義	出席
3	長 野 満 夫	出席	10	舟 木 壽	出席
4	大 村 廣	出席	11	森 一 則	出席
5	坂 本 勇 一	出席	12	簗 原 茂 行	出席
6	熊 本 富 雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井 上 忠 雄	出席			

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第22号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第23号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	13件
報告第18号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	2件
報告第19号	農地法第18条の規定による届出受理報告	2件
その他(1)	非農地認定	

審議開始 9時 00分

審議終了 10時 40分

平成28年12月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成28年第12回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、9番委員と10番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第22号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。第22号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第22号議案1番朗読

この件につきましては、譲渡による所有権移転となっております。

権利を取得しようとする農地については、所有者の農業廃止により所有権移転の申請をされています。移転後は、畑として利用する予定です。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農業機械の所有状況や農業従事者の状況についても問題ないことから、全てを効率的に利用して耕作を行う要件を満たすと考えられます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、農作業に常時従事する条件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が35,953.17㎡となり、下限面積である3反要件も満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

申請地は、城戸インター付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第22号議案1番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから補足等はありませんか。

9番委員

この農地は、10数年来譲受人の方に貸付けされており、牧草を作っておられました。今までどおりの管理であるなら、過去の経過から見て問題ないと思

います。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第22号議案1番については許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第22号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第23号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案1番朗読

1番は、高齢化により労力不足のため使用貸借権の設定をされます。期間は3年で、田として利用されます。場所は、大興善寺下の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、地元委員さん、お願いします。

3番議員

大興善寺に上りかけのところで、3枚か4枚圃場があります。この借受人の方なら問題ありません。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第23号議案1番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第23号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案2番朗読

2番は、相手方の要望により賃貸借権を設定されます。期間は3年で、10アール当たり30kgです。引き続き田として利用されます。場所は、2区寿楽園付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

1番議員

元々作っていたところの圃場を法人に貸し付けることになり、探しておられたところ、減反による自己保全のところがあったので紹介し、賃貸借に至りました。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第23号議案2番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第23号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案3番朗読

3番は、兼業による規模縮小のため賃貸借権を設定されました。期間は10年で、10アール当たり30,000円です。今後は畑として利用されます。場所は、2区公民館付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

1番議員

この方は小松出身で、元JA職員で現在は自営業をされています。アスパラ栽培を希望していて、本人はやる気があるし、問題ないと思います。

事務局

補足ですが、施設自体はブルーベリーをされていて、前の耕作者からそれを引き継いで、その隣の圃場でアスパラを作付けしようという計画があります。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第23号議案3番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第23号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案4番朗読

4番は、病気等による労力不足のため使用貸借権を設定されました。期間は3年で、田として利用されます。場所は、酒井クリニック横の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

8番議員

水利関係で、借受人の方がこの圃場より下に田をお持ちでしたので、引き受けていただくことになりました。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第23号議案4番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第23号議案5番と6番について、利用権の設定を受ける者が同じです。まとめて事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案5番・6番朗読

5番と6番は、賃貸借権の設定です。期間は10年で、10アール当たり70,000円です。ここは中間管理機構を通し、西鉄の関連会社であるN Jアグリサポートに貸出予定です。今後は畑、ハウスを建設し、トマトの栽培を行います。場所は、7区三菱ふそうから入ったところあたりの圃場になります。

議長

只今事務局から説明がありましたが、地元委員さんから何かありませんか。

12番議員

内容は今説明されたとおりでありますが、水耕栽培と聞いておりました、排水の管理、井戸を掘るとか聞いているが水をどれくらい使うとかはまだクリアになっていません。また、車の出入りに関して、車のサイズとか台数とか、7区で説明会があったがそのあたりは未定のようなようです。あと、ハウスの建設場所、近くに屋敷があるのでどんな風に建つのかまだ聞いていないという所です。

議長

9番委員さん、水耕栽培は今まで見てこられましたか。

9番委員

水耕栽培だからといって水が大量にいるということではないように思います。循環式でしょうから、揮発した分を補充するという感じではないかと。排水についても、周りにそう影響がないのではないのでしょうか。

議長

西鉄や全農がやっている会社の事業ですから、しっかりしているでしょう。他に意見はありませんか。なければ、第23号議案5番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第23号議案5番・6番は、全員一致で決定します。
次に、第23号議案7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

7番から13番までは再設定ですので、説明は省略させていただきます。

7番については、賃貸借権の再設定で期間は5年で、10アールあたり30kgです。場所については、基山中学校付近の圃場になります。

8番と9番については、使用貸借権の再設定で期間は1年です。場所については、7区高速道路脇、共乾付近の圃場になります。

10番については、賃貸借権の再設定で期間は3年、一筆あたり30kgです。場所については、大興善寺付近の圃場になります。

11番については、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所については、大興善寺付近の圃場になります。

12番については、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所については、大興善寺付近の圃場になります。

13番については、賃貸借権の再設定で期間は3年、10アールあたり30kgです。場所については、きやま高尾病院付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
ないようですので、第23号議案7番から13番までを計画決定したいと思います。
ますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案7番から13番まで、全員一致で決定します。
次に、報告第18号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第18号1番朗読

この件については、市街化区域の農地ですので平成28年11月1日付けで

受理通知書を送付しております。場所は、牛会の交差点付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、報告第18号1番について、地元委員さん、お願いします。

5番委員

書類について、区長・水利は揃っておりました。雨水は秋光川に、排水は下水に流しますので問題ありません。

議 長

他にご意見はありませんか。ご意見がないようですので、報告第18号1番の報告を終わります。次に、報告第18号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第18号2番朗読

この件については、市街化区域の農地ですので、平成28年11月1日付けで受理通知書を送付しております。場所は、基山町と鳥栖市の境目、鳥栖市弥生が丘の東公園付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、報告第18号2番について何かご意見はありませんか。

3番委員

あと、奥に1つ農地が残っていますが、隣接同意や水利の関係も書類が揃っておりましたので問題ありません。

議 長

他にご意見はありませんか。ないようでしたら、第18号2番の報告を終わります。次に報告第19号農地法第18条の規定による届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第19号1番朗読

この件については、報告第18号2番の転用の前段としての合意解約で、第18号と同様に平成28年11月1日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、報告第19号1番について何かご意見はありませんか。ないようでしたら第19号1番の報告を終わります。次に、報告第19号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第19号2番朗読

この件は、平成29年5月31日まで賃貸借権の設定をされていましたが、借受人の要望により合意解約となったものです。平成28年11月11日付けで受理通知書を送付しております。場所は、基山中央公園の向かい側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。地元委員さん、何かありますか。

5番委員

借受人の方が病気で具合が悪くて、自作の分だけにしたいということで返したいという要望であったと聞いています。今後は他の人が作られることになると思います。

議 長

他にご意見はありませんか。なければ、報告第19号2番を終わります。

それでは、その他（1）非農地認定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

その他（1）説明

これにつきましては、今年度の農地利用状況調査においてB判定とされた農地について、事務局で再度現地を確認し、農地へ戻る見込みなしと認定するものです。今回認定いただきましたら、事務局の方から非農地通知を發出いたします。併せて、所有者の方には地目の変更について案内し、農地の整理を行っていきます。加えて、地目変更については法務局と相談しながら所有者の方に

負担にならないような形にしていきたいと思います。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。みなさん、地番を見てほしい分かりますか。

事務局

非農地として認定しますが、農地として管理するなら申し出て下さいという内容で文書を出します。農地台帳から外れ、現況地目の変更を行うということです。

議 長

では、アンケートの内容と照合したいとか場所を確認したいとかありましたら、今から10分間休憩しますので、その間に確認してください。では、休憩します。

休憩（10分）

議 長

では、再開します。

非農地通知の件、確認はみなさん終わりましたか。他にご質問等はありませんか。ないようでしたらこの一覧表の農地については、非農地と認定しますので、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

その他（1）非農地認定は、全員一致で認定します。今後の通知発送については、事務局で適切に対応してください。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成28年12月5日

署名人

議 長

委 員

委 員